



2023年7月10日

各位

株式会社 鳥取銀行

「大雨による被害 特別相談窓口」の設置について

この度の大雨による被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）では、令和5年7月7日からの大雨による被害を受けられましたお客さまからのご相談にお応えするため、2023年7月10日（月）より松江支店、出雲支店内に「大雨による被害 特別相談窓口」を設置いたしますのでお知らせします。

記

1. 設置期間

2023年7月10日（月）より当面の間

2. 特別相談窓口設置店舗

・松江支店

所在地 : 〒690-0003 鳥根県松江市朝日町 487-17
電話番号 : 0852-21-5196
窓口営業時間 : 平日 9:00-15:00

・出雲支店

所在地 : 〒693-0068 鳥根県出雲市姫原 3-8-8
電話番号 : 0853-21-1770
窓口営業時間 : 平日 9:00-15:00

3. 災害救助法が適用された地域（鳥根県出雲市）に居住されているお客さまへの対応

- ①各種ご預金の通帳・証書ならびにお届けの印鑑を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
- ②ご事情に応じて、定期預金、定期積金等の期日前払出（中途解約）ならびに定期預金を担保とする貸付をいたします。
- ③この度の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえ、取立てができるよう努めます。
- ④この度の災害時における手形の不渡処分について配慮いたします。
- ⑤損傷した紙幣・硬貨の引き換えをいたします。
- ⑥国債を紛失された場合のご相談に応じます。
- ⑦災害の状況、応急資金の需要などを勘案し、審査手続きの簡略化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたしますので、お取引店にご相談ください。

4. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応

この度の災害の影響により、住宅ローンや事業性ローン等のお借入れのご返済が困難となっているお客さまにおかれましては、本ガイドラインをご利用することでお借入れの免除・減額をお申し出いただけます。

以上

《 本件に関するお問い合わせ 》
地域戦略部（齋藤） 経営統括部（須田）
TEL 0857 (37) 0248・0260